

課題のバランスを調整する

民法・心情・税法の3つが複雑にからみ合う

相続問題を 活用した コンサルティングセールス

(株)UBF 代表取締役
東 潤一

..... 20

あづま・じゅんいち
株UBF 代表取締役。NPO法人全国資産に関する相談センター代表理事、CFP。簡易保険の営業を経て、99年から乗合代理店となり、保険の営業プラスFPを活用したコンサルティングを展開する。現在は、独立系FPとして、相続・事業承継プランニングを中心にファイナンシャル・プランニング全般の相談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、シンニチ実践CDセミナー「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサルティング」(新日本保険新聞社刊)がある。

「相続税について」
誰がどのように財産を引き継ぐかによって相続税が大きく変わる場合がある。このようにことから、親族間の付き合いが疎遠な場合、相続税の負担が大きい場合がある。このように相続税が大きい場合、相続税の負担を軽減するために、相続税の軽減措置や、二次相続のバランスを考えた遺産分割方法を検討している。また、「路線価が下がっている道路に、複数で面した土地である」場合、取得者ごとの評

遺言を自分で作成するのが流行っています

総合的に対策を考える

思いだけではマイナス要素も

遺言を自分で書く自筆証書遺言と、公証人に作成してもらう公正証書遺言は、法的には効力に差はありません。そのため、簡単に作成

自分の築いた財産をどのように引き継がせるか、自分で決めることは大切なことです。しかし、自分の思いだけで財産分割方法を考え、遺言を残すと、マイナス要素もたくさんあります。

自由にできる財産は？

平等な分割が難しい場合も

「親族間のもめごと」について
「遺留分について配慮がされていない」
「遺留分については配慮がされていないが、特別受益のことは考慮されていない」
「寄与分について、配慮がされていない」
「親子間の財産に関する認識に、大きな温度差があった」
このようにことから、親族間の付き合いが疎遠

プロの知恵を活用した税対策

資産の目減りを防げたケースも

「相続税について」
「自らの相続で、小規模宅地等についての課税優待の特例をどのように活用するか配慮されていない」
「配偶者の相続額の軽減措置と二次相続のバランスを考えた遺産分割方法を検討していない」
「路線価が下がっている道路に、複数で面した土地である」場合、取得者ごとの評

相続が発生し、被相続人が自筆証書遺言を用意している、円満な相続が行えるかと思いきや……親族間のもめごとを引き起こしてしまったり、相続税の負担が大きくなったりといった事が意外と多いのです。

「自由にできる財産」とは、相続が発生した場合に、被相続人が自筆証書遺言を準備しているが、相続人全員が納得できるような形で遺言書を作成する場合同様です。

「自由にできる財産」とは、相続が発生した場合に、被相続人が自筆証書遺言を準備しているが、相続人全員が納得できるような形で遺言書を作成する場合同様です。

「自由にできる財産」とは、相続が発生した場合に、被相続人が自筆証書遺言を準備しているが、相続人全員が納得できるような形で遺言書を作成する場合同様です。

同時に、分割方法によっておっしゃる方は、た

本当に有効な対策か？

適切なアドバイスが必要

相続コンサルティングは、順番から考えると、相続税の負担額がどのくらいになるのか、という点から考えるのが一般的です。しかし、相続税の負担額がどのくらいになるのか、という点から考えるのが一般的です。

相続コンサルティングは、順番から考えると、相続税の負担額がどのくらいになるのか、という点から考えるのが一般的です。

同時に、分割方法によっておっしゃる方は、た

相続コンサルティングの手順

財産を残す人の心情は？
どのように分けたいと考えているか

遺産分割案を調整
特別受益、寄与分、事業承継に必要な財産、
相続人間の経済格差などを考慮

相続税のシミュレーション
分割方法によって相続税の負担額が
どのように変わるのか？

数字で割り切れる事柄を把握した上で、財産を残す人の心情と、引き継ぐ人の心情とを考慮して、温度差をできるだけ少なくすることを考える

土地の課税価格の割合の部分を土地の取得費に計算できる特例があります。このことを考慮すると、配偶者の税額軽減で相続税を払っておられない場合などは、特例を受けられることができません。

「自由にできる財産」とは、相続が発生した場合に、被相続人が自筆証書遺言を準備しているが、相続人全員が納得できるような形で遺言書を作成する場合同様です。

「自由にできる財産」とは、相続が発生した場合に、被相続人が自筆証書遺言を準備しているが、相続人全員が納得できるような形で遺言書を作成する場合同様です。

同時に、分割方法によっておっしゃる方は、た